

大館市地域包括支援センター水交苑運営規程

(介護予防支援事業)

(事業の目的)

第1条 大館市が設置し、社会福祉法人水交苑が受託運営する大館市地域包括支援センター水交苑(以下、「センター」という。)が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	大館市地域包括支援センター水交苑
所在地	大館市字下綱123番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

管理者は、センターの担当職員に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。ただし、管理上問題がない場合は次の号に掲げる業務に従事することができる。

(2) 保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員(又はこれらに準ずる者であり、介護予防支援に関する知識を有する者。)を各1名以上。

担当職員は、要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画表(以下「介護予防ケアプラン」という。)の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

2 管理者及び担当職員は、地域包括支援センターの職務及び介護予防支援事業の職務を兼務することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、国民の休日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料等の受領)

第6条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した際には、利用料を徴収しないものとする。

(2) 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る介護予防サービス計画費・介護予防ケアマネジメント費との間に、不合理な差額が生じないようにする。

(3) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第7条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第8条 センターは以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制を構築する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

(事業の委託)

第9条 センターは、第8条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第 10 条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、大館市内大館地区(東中学校学区)・長木地区とする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修
- (2)県、市町村及び関係機関研修
- (3)採用後研修 年2回以上

(秘密の保持)

第 13 条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 14 条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、センターの責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第 18 条 センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 センターは、サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第 20 条 センターは、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。